

秋田市告示第38号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月12日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

- 1 名称 旧金足東小学校体育館  
所在地 秋田市金足片田字待入109番地  
対象 洪水、地震  
収容人数 239人
- 2 名称 旧金足東小学校グラウンド  
所在地 秋田市金足片田字待入109番地  
対象 洪水、地震  
収容人数 3,175人
- 3 名称 雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）  
所在地 秋田市雄和新波字樋口62番地2  
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震  
収容人数 63人